

平成 29 年 3 月定例会（平成 29 年 3 月 24 日）

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 議 事

3月24日(金)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○平成29年度水道事業経営方針説明	7
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明	11
	○企業団行政に対する一般質問	16
	○企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決	16
	○企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決	16
	○企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決	17
	○諸般の報告	18
	○特定事件の議会運営委員会付託	18
	○閉 議	18
	○企業長の挨拶	18
	○閉 会	20
署名議員		21
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		23

水企告示第1号

平成29年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月17日

越谷・松伏水道企業団  
企業長 福岡 章

1 期 日 平成29年3月24日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成29年3月定例会 会期3月24日 1日間

応招議員 15名

1番	松	島	孝	夫	議員	2番	畔	上	順	平	議員
3番	高	橋	昭	男	議員	4番	佐	藤	永	子	議員
5番	松	田	典	子	議員	6番	後	藤	孝	江	議員
7番	小	林	豊	代子	議員	8番	山	田	大	助	議員
9番	菊	地	貴	光	議員	10番	堀	越	利	雄	議員
11番	瀬	賀	恭	子	議員	12番	橋	詰	昌	児	議員
13番	島	田	玲	子	議員	14番	服	部	正	一	議員
15番	伊	藤		治	議員						

不応招議員 なし

## 3月定例会 第1日

平成29年3月24日（金曜日）

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 平成29年度水道事業経営方針説明
- 7 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決
- 10 企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決
- 11 企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決
- 12 諸般の報告
- 13 特定事件の議会運営委員会付託
- 14 閉 議
- 15 閉 会

(開議 午前10時01分)

出席議員 15名

1番	松	島	孝	夫	議員	2番	畔	上	順	平	議員
3番	高	橋	昭	男	議員	4番	佐	藤	永	子	議員
5番	松	田	典	子	議員	6番	後	藤	孝	江	議員
7番	小	林	豊	代子	議員	8番	山	田	大	助	議員
9番	菊	地	貴	光	議員	10番	堀	越	利	雄	議員
11番	瀬	賀	恭	子	議員	12番	橋	詰	昌	児	議員
13番	島	田	玲	子	議員	14番	服	部	正	一	議員
15番	伊	藤		治	議員						

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福	岡		章	企業長
清	水	秀	樹	局長
小	川	泰	弘	総務課長
野	呂	一	穂	お客さま課長
大	徳	昭	人	施設課長
石	坂	正	幸	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

高	橋		努	越谷市長
会	田	重	雄	松伏町長

書記

蒔		雄	司	総務課 副課長
茂	呂	彩	花	総務課 庶務担当 主事
高	橋	千	里	総務課 庶務担当 主事

10時01分 開 会

◎開会の宣告

- （松島孝夫議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。  
ただいまから平成29年3月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （松島孝夫議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （松島孝夫議長） 企業長から平成28年4月から平成29年1月までの業務概況について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （松島孝夫議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （松島孝夫議長） 次に、企業長から説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （松島孝夫議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。  
総務課副課長に朗読させます。

〔総務課副課長朗読〕

- （筋 雄司総務課副課長） 朗読いたします。

水企総第986号  
平成29年3月17日

越谷・松伏水道企業団議会  
議長 松 島 孝 夫 様

平成29年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月24日招集に係る平成29年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果報告

- （松島孝夫議長） 次に、去る12月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （松島孝夫議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から3番高橋昭男議員、4番佐藤永子議員、5番松田典子議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （松島孝夫議長） 次に、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （松島孝夫議長） ご異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎平成29年度水道事業経営方針説明

- （松島孝夫議長） 次に、新年度を迎えるに当たり、企業長から平成29年度水道事業経営方針の説明を聴取いたします。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） おはようございます。平成29年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして、新年度の予算案などをご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

現在、我が国の水道普及率は約98%に達し、水道は社会の発展と経済活動を支え、国民が健康で文化的な暮らしを営む上で必要不可欠なものとなっています。

一方、人口減少と少子高齢化の進展は加速度的に進み、今から40年後の日本の人口は8,600万人程度となると推計されており、それに伴い、水需要も約4割が減少すると見込まれています。また、高度経済成長期に整備された水道は、全国的に施設の老朽化が進行し、管路の経年化率は年々上昇しており、浄・配水施設の耐震化率や基幹管路の耐震適合率も、依然として低い状況にあります。加えて、技術の継承や料金収入の確保、進まぬ官民連携と広域化、指定給水装置工事事業者制度の疲弊などソフト面でも多くの課題を抱えております。

こうした中、厚生労働省では課題を克服するため、有識者による「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」を設置し、昨年11月に報告書を取りまとめました。この報告書では水道事業の基盤強化に向けて講ずべき施策が提言されており、それを踏まえた水道法の改正が予定されております。

当企業団においては、給水人口がわずかながらも増加を続け、現在認可を受けている37万1,500人を近い時期に超える状況になることが予想され、その変更手続を行うこととなりますが、反面、水需要については節水型機器の普及などにより、長期的に漸減していくことが見込まれます。一方で、人口急増時に整備した管路や浄・配水場の経年化は進み、今後、施設の更新と耐震化に多額の投資が必要となるなど、厳しい水道事業経営環境であることは、全国の状況と大きく変わりません。

生活していく上で欠かすことのできない“命の水”を孫子の代まで送り続けるためには、水道事業を取り巻く課題への対応を先送りせず、将来を見据えた中長期的な視点による事業経営を行うことが肝要であり、財政収支バランスを見込んだ上で、施設の更新と耐震化へ計画的に投資していくことが必要であります。その一環として、本年度から東部配水場の耐震化と設備更新に取り組むとともに、平成24年度から実施してきた築比地浄水場の耐震化と取水ポンプ設備・導水管の更新に引き続き、築比地浄水場系基幹管路の更新に着手するなど、施設の強靱化を図ってまいります。

平成29年度の予算編成に当たっては、“水道事業マスタープランの着実な実施とその実現に向けた

経費の縮減”をスローガンに掲げ、2年目となる「水道事業マスタープラン」の各施策の達成に向け、予算及び実施計画を取りまとめました。

平成29年度の年間計画配水量については、これまでの配水量の動向を勘案し、前年度当初比10万立方メートル増の3,760万立方メートルといたしました。

収益的収支では、水道事業収益が若干の増となる一方で、水道事業費用においては人件費や企業債支払利息が減少することなどにより、収支差額では税込みで、前年度当初比1億2,100万円増の9億4,500万円の利益見込みとなりました。

それでは、「水道事業マスタープラン」に掲げる3つの基本方針に沿って、平成29年度の主要な施策についてご説明申し上げます。

まず、第1の柱である『強靱で安定した水道事業の構築を目指して』では、将来にわたって安定的に水を供給し続けるため、地震等の災害に備えて、浄・配水場や基幹管路など水道施設の耐震化を推進するとともに、危機管理対策の充実を図り、強靱な水道を構築してまいります。

浄・配水場施設の耐震化への取り組みとしましては、昭和56年度に稼動した東部配水場について、平成28年度の実施設計を踏まえ、平成29年度から2カ年の継続費で耐震補強及び設備整備事業を実施してまいります。事業内容は、PC配水池2基の耐震補強や場内管路の耐震化を行うとともに、ポンプ設備や電気設備等の更新を行ってまいります。

南部浄水場については、ろ過池の浄水能力に若干の低下が見られることから、本来の能力を発揮できるよう、ろ過砂を交換し、浄水機能を強化してまいります。

配水管の更新及び耐震化については、重要施設につながる管路や法定耐用年数40年を経過した管路を優先し、計画的・効率的に実施してまいります。

基幹管路については、築比地浄水場の耐震化及び設備更新工事等により浄水機能の強化が図られたことから、今年度より築比地浄水場系基幹管路の更新に着手してまいります。平成29年度からは、東埼玉道路の整備計画にあわせ、松ノ木橋下流の中川河床下横断箇所について口径800ミリメートル管を2カ年の継続事業により更新いたします。

また、築比地浄水場系基幹管路の延伸に向け、松伏町大川戸地内から上赤岩地内までの約4.8キロメートルの基本設計に取り組みます。

さらに、北部配水場系基幹管路について千間台駅南陸橋・鉄道軌道下の口径500ミリメートル管を更新してまいります。

橋梁添架管については、新方川に架かる鷹匠橋、元荒川に架かる大橋、東京葛西用水に架かる登戸橋の管路布設替工事を行います。また、水管橋については、管路の長寿命化を図るため、新方川に架かる新方水管橋と古利根川に架かる古利根水管橋の塗装工事を実施いたしますが、埼玉県が施工する塗裝修繕工事とあわせて行うことにより、経費の削減を図ってまいります。

配水管網の拡張整備については、越谷市施行の土地区画整理事業に係る都市計画道路等の新設道

路整備にあわせて、新たな配水管を布設してまいります。

これら配水管の布設及び更新事業の実施により、平成29年度末の管路の耐震化率は約47%となる見込みです。

昨年度から2カ年の継続費で実施している企業団庁舎設備更新事業については、受変電設備の更新を完了し、引き続き老朽化した空調機器や動力制御盤等を更新してまいります。

危機管理対策の充実については、大規模災害等の発生時において、迅速かつ正確に水道施設の被害状況を把握・収集し、それをいち早く情報伝達する必要があることから、引き続き無線通信訓練や近隣市町と連携した広域的な情報伝達訓練を実施してまいります。また、災害時の飲料水の確保を目的に給水区域内に23基設置している耐震型緊急用貯水槽の操作訓練を企業団職員と構成市町職員との合同で実施してまいります。さらに、自治会等が実施する防災訓練に積極的に参加し、地元住民の皆様に災害に備えた飲料水備蓄の重要性や耐震型緊急用貯水槽の仕組み・操作方法などの周知・啓発に努めてまいります。

災害用備蓄品については、万が一の断水事態等に備え、計画的に非常用飲料水袋やボトル水などを備蓄してまいります。

情報化の進展は、業務の効率化などの便益を享受できる反面、情報漏えいが危惧されることから、これまでも組織的・物理的な情報セキュリティ対策を講じてまいりましたが、引き続き職員の情報セキュリティに対する意識向上や情報資産の管理を徹底することで、お客様の信頼性のさらなる向上に努めてまいります。

次に、第2の柱である『安全な水の給水を目指して』では、水道施設を適正に維持管理し、水源から蛇口までの水質管理を徹底することによって、お客様に安全で良質な水道水を給水し続ける水道を目指してまいります。

水の安全性については、水道水の安定供給に支障を来す水質汚染事故等のリスクに対する監視や行動計画について定めた「水安全計画」に基づき、常に安全な水道水を供給できるよう努めてまいります。

水質検査については、「水質検査計画」に基づき、引き続き水源から蛇口に至るまで、きめ細かく検査を実施してまいります。なお、本年3月15日に埼玉県企業局と「水質事故等の発生時における水質検査の連携に関する協定」を締結し、相互に緊急時の水質検査が行える協力体制を整備いたしました。

また、検査精度の向上と検査結果の信頼性の確保に向け、末端水質監視装置及び有機物を測定する全有機炭素分析装置の更新とイオンクロマトグラフ分析計のオーバーホールを実施いたします。

配水管の洗浄については、濁水の発生要因ともなる経年化した配水管を対象に実施しておりますが、引き続き過去の管洗浄データの分析結果をもとにエリアを抽出し、計画的に管洗浄を実施してまいります。

さらに、フレッシュ給水を促進するため、3階建てまでの建築物には直結直圧給水方式を、中高層建築物には直結増圧給水方式を採用いただくよう、引き続き普及・啓発に取り組んでまいります。また、貯水槽の水質劣化を抑制するため、貯水槽設置者に対し文書による適正管理の徹底を促してまいります。

次に、第3の柱である『持続可能な水道事業経営を目指して』では、水道事業を取り巻く環境が年々厳しさを増していく中、将来にわたって健全な水道事業経営を持続していくため、中長期的な財政収支見通しと適切な資産管理のもと、経営の効率化や人材の育成と技術の継承、環境へ配慮した事業などの取り組みを推進してまいります。

水道事業の経営効率化及び給水サービスの向上を図るため、料金収納業務や浄・配水場運転管理の包括委託化を初め、官民連携や組織体制の見直しなどの検討を進め、一層の経費縮減に取り組んでまいります。

水道事業の広域化については、埼玉県及び近隣事業者で構成する「埼玉県第2ブロック水道広域化実施検討部会」において、現状で実現が可能な項目として、水道メーターの共同購入、水道料金システムの統合、施設の再構築の3課題を掲げ、それぞれ専門部会を設けて協議を進めており、その方策の実現に向け、引き続き連携を図ってまいります。

円滑な水道事業経営を実現するためには、お客様の事業に対するご理解とご協力をいただくことが不可欠です。そのため、6月の水道週間にあわせて開催する水道フェアや、8月の水の週間に開催する親子水道教室など、各種イベントを通じて、積極的なPR活動を行ってまいります。なお、平成29年度の水道フェアにつきましては、西部配水場を会場に、環境配慮型小水力発電設備の見学や、水道水がお客様のもとへ送水される仕組みなどを学んでいただくことによって、水道への関心を高めていただきます。

広報紙「水道だより」については、引き続き、お客様に有用で有益な情報を提供するとともに、わかりやすい紙面となるよう努めてまいります。

水道事業の存立基盤である料金収納を確実にを行うことは非常に重要であります。収納率向上に向け、悪質な未納者には給水停止措置や少額訴訟手続を講ずることを検討するなど、引き続き未収金回収に努めてまいります。

お客様の料金支払い方法に対するニーズが多様化する中、その対応については、下水道使用料の併合徴収事務を担う立場から、構成市町の税や各種公共料金の取り扱いの見直しにあわせ、検討してまいります。

水道事業を持続していくためには、効率的な経営を行うことはもちろんのこと、技術分野や企業経営に精通した人材を育成することが重要です。その一環である職員研修については、研修計画を定め、各種研修に積極的に参加し、事業運営に必要な知識・技能を習得することで、当企業団の最大の資産であり、担い手である人材の育成と技術の継承に努めてまいります。

環境に配慮した事業の推進については、西部配水場の小水力発電設備や北部配水場の太陽光発電設備を活用し、引き続き温室効果ガスなどの排出抑制に努め、小水力発電については、夜間の余剰となる電力を電力会社に売却し、再生可能エネルギーの活用に貢献してまいります。

さらに、東部配水場の耐震化にあわせて実施する設備更新において電力量の削減を目指し、高効率なインバータ式ポンプ設備を導入してまいります。

冒頭でも申し上げたとおり、近年の水道事業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。我々水道事業者が課題への対応を怠れば、これまで築き上げてきた世界に冠たる水道を次の世代まで引き継ぐことはできません。水道事業は施設拡張から維持更新の時代へと変遷しておりますが、水需要を的確に捉え、ダウンサイジングなども踏まえた上で、必要な投資は計画的かつ着実に実行するとともに、あらゆる面において一層の経費縮減に取り組んでいく必要があります。

平成29年度は「水道事業マスタープラン」の2年目の年となりますが、マスタープランで掲げる基本理念である、「世代（とき）を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道」を念頭に、『強靱』、『安全』、『持続』をキーワードとする3つの基本方針で体系づけた施策を着実に実施し、公営企業としての経済性を発揮することによって、次世代に責任を持った水道のあるべき将来像の実現が可能となると考えます。

以上、主要事業について申し述べましたが、基本理念の実現のため、議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を、重ねてお願い申し上げます。

#### ◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

- （松島孝夫議長） 次に、企業長提出第1号議案ないし第3号議案の3件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） 本定例会には、「越谷・松伏水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を初め、3件の議案をご提案申し上げますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

まず、第1号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、越谷・松伏水道企業団特別職報酬等審議会の答申を尊重し、情報公開・個人情報保護審議会委員等の報酬を改定するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、情報公開・個人情報保護審議会委員、公務災害補償等認定委員会委員、公務災害補償等審査会委員及び特別職報酬等審議会委員の日額報酬を「5,500円」から「6,000円」に引き上げるものでございます。

なお、本条例は、平成29年4月1日から施行してまいります。

次に、第2号議案について、本議案は、一般職の国家公務員の扶養手当の改定に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、共働き世帯の増加など女性をめぐる就労状況の変化や国の少子化対策の推進などを踏まえ、国家公務員の扶養手当が見直しされたことにあわせて、当企業団の企業職給料表(1)の8級の職員について、22歳までの子供以外の扶養親族に係る扶養手当を平成32年度以降は支給しないこととするなどの改正を行うものでございます。

なお、本条例は、平成29年4月1日から施行してまいります。

次に、第3号議案についてご説明申し上げます。

「予算書及び予算説明書」の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は、「総則」を定めるものでございます。

第2条は、「業務の予定量」を定めるもので、給水戸数を前年度より3,000戸増の16万800戸と見込みました。配水量につきましては、給水人口1人当たりの配水量は減少傾向にあるものの、これまでの動向を勘案し、1日平均配水量を10万3,014立方メートル、年間配水量を前年度より10万立方メートル増の3,760万立方メートルといたしました。

また、主な建設改良事業としまして、東部配水場耐震補強及び設備整備工事を初め、基幹管路の更新などの自主工事や土地区画整理事業関連の受託工事など、工事請負費27億5,130万円を計上いたしました。

第3条は、「収益的収入及び支出」の予定額を定めるもので、水道事業収益は前年度比0.46%増の78億3,900万円、水道事業費用は1.22%減の68億9,400万円を計上いたしました。

これにより、収支では、税込みで9億4,500万円の利益が見込まれるところでございます。

それでは、主なものについて順次ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、25ページの予算執行計画書をごらんいただきたいと思います。

まず、収入の第1款「水道事業収益」ですが、第1項「営業収益」は、1目「給水収益」で67億5,520万円、2目「その他営業収益」として、公共下水道使用料徴収事務費負担金や給水工事に係る設計審査の手数料などで2億9,130万円、合わせて70億4,650万円を計上し、前年度比1,610万円の増でございます。給水収益につきましては、年間配水量3,760万立方メートルに対し、有収水量を3,590万8,000立方メートル、有収率を95.5%と見込み、算出したところでございます。

第2項「営業外収益」は、1目「受取利息及び配当金」で1,250万円、2目「他会計補助金」で、構成市町からの児童手当に係る負担金650万円、3目「長期前受金戻入」で、過去に受け入れた補助金等を減価償却にあわせて収益化するもの7億6,240万円、4目「雑収益」で、過年度水道料金や土地等の貸付収入、小水力発電売電収益など1,020万円、合わせて7億9,160万円を計上し、前年度比2,020万円の増でございます。

第3項「特別利益」は、1目「固定資産売却益」の科目設定、及び2目「過年度損益修正益」として10年を経過し時効を迎えた過誤納金で、合わせて90万円を計上いたしました。

以上、第1款「水道事業収益」の総額は78億3,900万円で、前年度比3,600万円の増でございます。次に27ページ以下、支出について申し上げます。

第1款「水道事業費用」、第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」は、浄・配水場の管理運営に係る費用で、配水管理課職員の人件費のほか、設備の保守点検や水質検査などの委託料4,880万円、電気料金などの動力費1億4,000万円、県水受水費22億9,000万円など、合わせて27億5,988万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」は、管路の維持管理などに係る費用で、施設課職員の人件費のほか、漏水修繕や配水管洗浄などの委託料2億2,780万円、舗装復旧に係る路面復旧費4,000万円など、合わせて4億9,896万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の調定・収納・検針などに係る費用で、お客さま課職員の人件費のほか、水道料金システムや検針業務、量水器検定満期交換などの委託料2億4,691万円、量水器等の修繕費3,145万円など、合わせて5億1,883万円を計上いたしました。

4目「総係費」は、総務課職員の人件費のほか、庁舎に係る光熱水費や保守管理に係る委託料などが主なもので、合わせて3億5,543万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、建物や配水管等の構築物、機械及び装置等に係る減価償却費で、21億300万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は、庁舎の空調設備更新に伴う建物や量水器に係る固定資産除却費が主なもので、5,100万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は62億8,710万円で、前年度比3,700万円の減でございます。

続きまして、第2項「営業外費用」は、1目「支払利息及び企業債取扱諸費」で3億8,100万円、2目「消費税及び地方消費税」で2億円、3目「雑支出」は災害用備蓄材料費などで240万円、合わせて5億8,340万円を計上し、前年度比4,780万円の減でございます。

第3項「特別損失」は、1目「過年度損益修正損」で300万円、2目「その他特別損失」は検針盤の撤去等に伴う固定資産撤去費50万円、合わせて350万円を計上いたしました。

第4項「予備費」は、予定外の支出などに備え、2,000万円を計上いたしました。

以上、第1款「水道事業費用」の総額は68億9,400万円で、前年度比8,500万円の減でございます。恐れ入りますが、予算書の1ページにお戻り願います。

第4条は、「資本的収入及び支出」の予定額を定めるもので、資本的収入は前年度比74.06%増の20億7,300万円、資本的支出は29.00%増の50億6,700万円を計上いたしました。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29億9,400万円は、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、「減債積立金」及び「過年度損益勘定留保資金」をもって補

填の予定でございます。

それでは、収入からご説明申し上げます。33ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1款「資本的収入」、第1項「企業債」は、築比地浄水場系及び北部配水場系の基幹管路更新事業と、東部配水場の耐震補強に係る配水施設改良事業に充当するために借入れるもので、8億3,000万円を計上いたしました。

第2項「分担金」は、給水装置の新設や増設に伴いご負担いただくもので、加入者件数を2,780件と見込み、7億円を計上いたしました。

第3項「補助金」は、東部配水場の耐震補強事業に係る国庫補助金3,580万円を計上いたしました。

第4項「工事負担金」は、越谷市が施行する土地区画整理事業や消火栓設置工事などに係る負担金、合わせて1億710万円を計上いたしました。

第5項「固定資産売却代金」は、土地売却代金の科目設定と有価証券の満期償還に伴う売却代金で、合わせて4億10万円を計上いたしました。

以上、第1款「資本的収入」の総額は20億7,300万円で、前年度比8億8,200万円の増でございます。

次に34ページ以下、支出では、第1款「資本的支出」、第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」では、総務課職員の人件費のほか、土地区画整理事業や松伏町の都市計画街路事業にあわせて行う配水管布設工事などで、2億2,783万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」では、28億8,209万円を計上いたしました。施設課職員の人件費のほか、委託料では、北部配水場系基幹管路更新工事、東部配水場耐震補強工事に係る監理業務委託料などで3億9,400万円、工事請負費では、自主工事として、築比地浄水場系基幹管路更新工事や東部配水場耐震補強及び設備整備工事、配水管布設替工事、舗装復旧工事などで22億8,500万円、また、受託工事では、越谷市の土地区画整理事業に係る配水管布設工事、新川都市下水路築造工事に伴う配水管切廻し工事、消火栓設置工事で1億630万円を計上し、自主工事・受託工事合わせて23億9,130万円を計上いたしました。

なお、施設拡張費及び改良費で本年度に予定する配水管の施工予定延長は約9.7キロメートルとなります。

3目「営業設備費」では、「量水器」で新規及び交換用のメーター、「機械及び装置」で末端水質監視装置、「工具器具及び備品」で水質検査用の全有機炭素分析装置の購入費用など、合わせて1億3,365万円を計上いたしました。

4目「庁舎整備費」は、平成28年度から2カ年の継続費で実施している庁舎設備更新事業で、今年度は、工事監理業務委託料で600万円、工事請負費で1億5,000万円、合わせて1億5,600万円を計上いたしました。

5目「用地費」では、七左第一土地区画整理事業地内に所有する南部浄水場水源用地の換地処分

に伴う清算金93万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「建設改良費」として34億50万円を計上いたしました。

第2項「企業債償還金」では、財務省及び地方公共団体金融機構への償還元金で、合わせて12億6,350万円を計上いたしました。

次に、第3項「投資」では、満期償還に伴う有価証券の新規購入費として4億300万円を計上いたしました。

以上、第1款「資本的支出」の総額は50億6,700万円となり、前年度比11億3,900万円の増でございます。

予算書2ページにお戻り願います。

第5条は、継続費の総額及び年割額を定め、今年度から2カ年をかけて行うもので、築比地浄水場系基幹管路更新事業（第1工区）は8億2,000万円、東部配水場耐震補強及び設備整備事業は27億2,000万円として設定し、2事業合わせて35億4,000万円を計上いたしました。

第6条は、債務負担行為で、平成30年度の水道だよりを発行するに当たり、編集業務を年度内に着手する必要があるため設定するもので、平成30年度までの期間で限度額を400万円とするものでございます。

第7条は、企業債の借入限度額及び借入条件を定めるもので、築比地浄水場系及び北部配水場系の基幹管路更新事業で7億3,000万円、東部配水場の耐震補強に係る配水施設改良事業で1億円、合わせて8億3,000万円を借り入れるものでございます。

第8条は、一時借入金の限度額を定めるもので2億円とさせていただきました。

第9条は、収益的支出の第1款「水道事業費用」において、第1項から第3項の各項の経費の金額を流用することができることを定めるものでございます。

第10条は、「職員給与費」と「交際費」の流用において、議会の議決を必要とすることを定めるものでございます。

第11条は、たな卸資産として量水器の購入限度額を定めるもので、限度額は7,560万円でございます。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### ◎休憩の宣告

○（松島孝夫議長） この際、暫時休憩いたします。

10時41分 休 憩

11時00分 再開

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （松島孝夫議長） これより企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決

- （松島孝夫議長） 次に、企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案「越谷・松伏水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （松島孝夫議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （松島孝夫議長） この際、暫時休憩いたします。

11時00分 休憩

11時01分 再開

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （松島孝夫議長） 挙手は全員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決

- （松島孝夫議長） 次に、企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決を行います。

第2号議案「越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （松島孝夫議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （松島孝夫議長） この際、暫時休憩いたします。

11時02分 休 憩

11時02分 再 開

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （松島孝夫議長） 挙手は全員であります。

したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決

- （松島孝夫議長） 次に、企業長提出第3号議案の質疑、討論、採決を行います。

第3号議案「平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （松島孝夫議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （松島孝夫議長） この際、暫時休憩いたします。

11時03分 休 憩

11時03分 再開

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
続いて、討論に入ります。  
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
〔挙手全員〕

- （松島孝夫議長） 挙手は全員であります。  
したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （松島孝夫議長） この際、諸般の報告をいたします。

△特定事件の付託申し出の報告

- （松島孝夫議長） 議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （松島孝夫議長） これより特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。  
特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （松島孝夫議長） ご異議なしと認めます。  
したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （松島孝夫議長） 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （松島孝夫議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたしま

す。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおりご決定いただき、まことにありがとうございました。

第3号議案としてご決定いただきました平成29年度水道事業会計予算は、『世代（とき）を越え命の水を送り続ける こしまつ水道』の基本理念のもと、「強靱」、「安全」、「持続」の3つを基本方針に、平成37年度までの10カ年を計画期間として策定した「水道事業マスタープラン」の2年目の具体的な施策を計上したものでございますが、ご案内のとおり、このマスタープランは、厚生労働省が示す、50年後、100年後の将来を見据えた、水道の目指すべき方向性やその実現方策である「新水道ビジョン」と、総務省が示している中長期的な経営計画である「経営戦略」の内容を包含するものとして策定したものであり、マスタープランの着実な実行こそが、水道法の法律に掲げる本来の目的である「清浄にして、豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するもの」であると考えます。

なお、私ごとで大変恐縮でございますが、企業長としての任期満了前ではありますが、年度の節目である3月31日をもちまして退任させていただくこととなりました。

平成21年4月25日に就任以来、7年と11カ月の間、水道事業管理者としての大任を仰せつかり、確固たる水道施設と経営基盤の確立を目指し、一意専心、事業経営に取り組んでまいりました。

在任中、北部配水場の建設や築比地浄水場耐震補強・設備整備工事の実施、中央管理室監視制御設備の更新などの大規模事業に携わらせていただきました。

企画財政や総務部門を主に送ってきた長い公務員生活の最後に、給水区域内のお客様と直接かわる水道事業を担当・執行する越谷・松伏水道企業団で過ごした期間が最も刺激的で充実していた気がいたします。

平成23年3月、東日本大震災が発生し、企業団の歴史の中で経験したことのない水道水中の放射性物質や計画停電への対応、平成24年5月には利根川水系ホルムアルデヒド水質汚染事故、その後の濁水と、枚挙にいとまがないほどの事案を経験し、危機管理体制の確立はもとより、水道事業強靱化の必要性を身をもって感じてきました。

社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる水道事業運営を図るべく、施設の耐震化や管路更新など、行うべき投資を怠ることなく、企業債残高の圧縮に意を払い、取り組んでまいりました。

平成20年度末には約228億4,990万円あった企業債残高も、暫定措置であったとはいえ、財政健全化計画の提出を前提とした「公的資金補償金免除繰上償還制度」の活用と、借り入れの抑制を図り、

平成28年度末において、約143億7,600万円の残高とすることができました。

平成29年度予算では、東部配水場の耐震化や築比地浄水場系基幹管路更新事業の財源として、受益を受ける世代間負担の均てん化という趣旨に鑑み、8億3,000万円の借入れを行います。借入額以上の償還を予定しており、平成29年度末における残高見込みは約139億4,200万円となり、結果として、営業収益の約2倍以内の残高水準とすることができました。

経営方針でも述べたとおり、これからの水道事業経営環境は決して楽観視できる状況にはありませんが、中長期的な視野に立って、財政収支バランスを見込み、施設の耐震化と更新事業に計画的に取り組むことで、水道施設と経営基盤の強靱化が図られるものであり、このことを次の水道事業管理者にしっかりと引き継いでまいる所存です。

昭和44年4月に発足した越谷・松伏水道企業団も平成31年には50周年を迎えます。人類が存在する限り、水道は欠くことのできない最も大切なものであり、当企業団がこれまでに培ってきた水道施設、そこで働く職員のマインドは、次の50年、100年先、いや、未来永劫に不滅であると確信しております。

在任中、議員の皆様、お客様、そして関係機関各位の多くのご支援、ご指導を賜りましたことに、改めて敬意と心から感謝を申し上げます。

なお、議員の皆様には、水道事業に対しまして、なお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。今後とも健康に十分ご留意いただき、一層のご活躍をご祈念申し上げます。御礼のご挨拶とさせていただきます。

長い間、大変ありがとうございました。(拍手)

#### ◎閉会の宣告

- (松島孝夫議長) これをもちまして、平成29年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 松 島 孝 夫

議 員 高 橋 昭 男

議 員 佐 藤 永 子

議 員 松 田 典 子

◎企業長提出議案の処理結果

- 第1号議案 越谷・松伏水道企業団特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第2号議案 越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第3号議案 平成29年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について  
(原案可決)